

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2017.06

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ ～建設業の許可業者数～

国土交通省が平成 29 年 3 月末時点の建設業許可業者数を公表しました。今回は建設業許可の動向をお伝えします。

業者数 全国では 0.5%減少、愛知県は 0.5%増加

建設業の許可を受けている業者数は全国では去年から 0.5%減り 465,454 業者になりましたが、愛知県では 0.5%増えて 25,621 業者になりました。やはり愛知県の建設業は元気ですね！また、許可業者を個人と法人に分けて見ると個人が 3,423 業者減り法人が 1,242 業者増えました。高齢な一人親方が廃業するなど、これからも個人の許可業者は減少していくのではないかと思います。

許可業者数の推移

区分	H28. 3 末	H29. 3 末	増 減
全 国	467,635	465,454	▲2,181 (▲0.5%)
愛知県	25,504	25,621	+ 117 (+0.5%)



許可業種 許可業者が一番多い業種は「とび・土工」、増加数では「塗装」がトップ

許可業者がどんな業種の許可を取得しているか見てみると「とび・土工」が一番多く、全体の 35.2%の業者が許可を取得しています。「建築」33.3%、「土木」28.1%がそれに続いています。また、新しく許可を受けた業者数が一番多い業種、いわば昨年度 1 番人気の業種は「塗装」でした。「内装仕上」も 4 番目に入っておりリフォーム、リノベーションに対応できる業種の許可を受ける業者が多かったのかもしれません。

特定建設業の許可が増加

昨年度も特定建設業の許可業者が 493 業者増えました。特定建設業の許可業者は 4 年連続で増加しています。

3 月決算の事業所様 建設業事業年度終了届の時期で～す

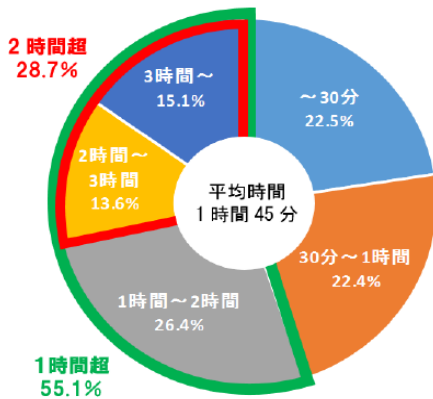
税申告も終了されほっと一息でしょうか。税申告の後は、建設業の終了届です。

ご案内を差し上げているところです。役員・技術者さん等の変更もあれば届出しましょう。最近、更新期限ギリギリで依頼があることがあります。5 期分の終了届が提出されていないと更新の受付がされません。気をつけたいところですね～

★運送業★ ～法改正 荷待ち時間や場所の記録義務～

トラックドライバーの長時間労働の最大の要因ともいえる荷待ち時間。深刻な人手不足という物流危機の状況を踏まえると、**荷主企業と運送業者が一体となって、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化等により長時間労働の改善に取り組む**ことは喫緊の課題となっています。

1運行あたりの手待ち時間の分布



出典:トラック輸送状況の実態調査 (H27)

荷待ち時間は運行に大きな影響を与えます。**荷待ち時間がない運行の平均拘束時間が 11 時間 34 分**に対し、**荷待ち時間がある運行は平均拘束時間が 13 時間 27 分と、その差はなんと約 2 時間 !!** 全事業所の約半数は荷待ち時間があり、非効率な運行体制をとっています。また、一運行あたりの荷待ち時間の分布図を見てみる（国土交通省HPより参照）と、なんと1時間超が半数以上を占め、**平均時間は約 1 時間 45 分 !** 実はお客様のところで日報を拝見すると待ち時間が 3～4 時間もある事業所様があります。『荷待ちの為、長時間の拘束時間の改善ができない。しかも荷待ち時間は運賃に含まれないから、ドライバーの給与を上げることができない。』

こんな悩みを聞きます。この問題は我々運送業者だけではどうにもできませんよね(/_;))

そこで国交省は、**荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等を目的に**貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める**乗務記録（運転日報）の内容等について改正を行いました。**

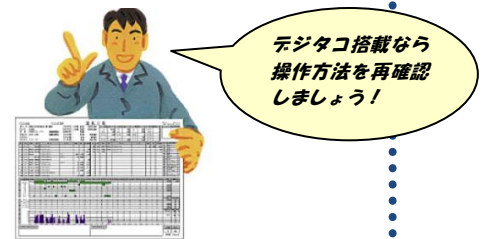
(1) 乗務等の記録（第8条関係）

以下の①～③についても日報に記載が必要となりました（車両総重量又は最大積載量が一定のトン数以上の車両対象）

- ①集荷及び配送を行った地点（以下「集荷地点等」という）
- ②集荷地点等への到着日時及び出発日時
- ③集荷地点等における荷積み及び荷卸しの開始及び終了日時

(2) 適正な取引の確保（第9条の4関係）

荷主の都合による荷待ち時間に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送防止についても、適正な取引の確保の努力義務の目的として新たに追加する。



また、政府は今夏に総合物流施策大綱を閣議決定し5年ぶりに改定します。これを受けて国交省は10月にもトラックの運送約款を改正します。この**運送約款は運賃を決める際のひな型となり、幅広い荷主が運賃決定に反映させます。**約款の改正では、荷待ち時間や積み込み料を輸送サービスの料金メニューに盛り込み、運送業者と荷主が書面で確認するよう明記することに。約款に従わない場合は国交省が業務改善命令などを出します。

この改正で私たち運送事業者が荷主へ交渉できれば、ドライバーの長時間労働の改善及び、適正な運賃での取引によりドライバーの給与が上昇すれば人手不足問題も解消できるかもしれませんね(o)/今がチャンスでやんす。

★産業廃棄物★

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布されました。

【申請書様式】

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請の添付書類について、都道府県等によって様々の様式で運用しています。この様式を統一するため、今回事業計画の概要を記載した書類や事業の用に供する施設、誓約書などの様式が定められました。施行平成29年10月1日

【変更届】

(特別管理)産業廃棄物処理業者は名称、役員などを変更した際、「変更の日から10日以内」に都道府県知事又は政令市長に届け出る必要があります。氏名又は名称の変更、役員の変更の場合には、登記事項証明書の添付が必要です。

一方、変更登記については、変更から2週間以内に変更の登記をすることとなり、標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされています。

したがって、登記事項証明書の添付を要する変更届出については、「変更の日から10日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、登記事項証明書の添付が必要な変更届出書の**提出期限を30日以内とする**と改正されました。

施行は平成29年5月15日から。

しかし、**登記事項証明書の添付が必要ない変更届出事項**についてはこれまで通り**10日以内**に届け出なければなりません。車両等は10日以内のままです。お忘れなく～



法務局が混み合う時期は10日程度で登記が上がることはなく、確実に提出期限を過ぎてしまいます。しかし行政によっては1日でも超過すれば遅延理由書を求めるところもありますが、今後はこの理由書を添付する必要もなくなりそうです。

処理施設数や許可業者数が公表されました。

産業廃棄物処理施設数、最終処分場数ともに減少

2014年度の許可を受けた産業廃棄物処理施設の数、20,507施設。全体で前年度に比べ64施設、割合で約0.3%減少。そのうち中間処理施設の数、18,680施設。前年度に比べ11施設の減。その内訳は、木くずまたはがれき類の破碎施設が52%、汚泥の脱水施設が16%、廃プラスチック類の破碎施設が10%でした。最終処分場数は1,827件で、前年度との比較では53施設の減少。新規に許可を受けた最終処分場は12施設で、前年度と比べ2施設減少となりました。

依然厳しい最終処分場残存容量

2014年度の最終処分場の残存容量は、約16,604万m³であり、前年度に比べ約576万m³(約3.4%)減少しました。**最終処分場の残余年数**は、全国で前年度に比べ1.3年増の**16年**と増えていますが、依然として厳しい状況にあります。



『安全運転セミナー“安全運転の肝”』

この時期恒例となりました“安全運転セミナー”今回は17:00～の3時間みっちりコース！で開催いたしました。運送業以外にも産業廃棄物処理業など、19名のご参加をいただきました。



第1部は「**運送業界の事故の傾向**」、事故の類型別推移や交差点での事故対策など、運送業に限らず日々運転をする際知っておいて頂きたい情報をお伝えしました。DVD「**どう防ぐ交差点事故**」では、専門的なデータによる事故防止策を学びました。『**会社に戻ったらドライバーに教育するよ！伝えるよ！**』と社内研修にも反映させるべくペンを走らせる方もたくさん(^o^)

第2部 グループディスカッション。今年のテーマは、「**会社に求める安全対策**」

今年は、最初に自己紹介をしてからのスタート。輸送品目やトラックの規格が違うことで、社内での取り組みも様々。地場配送から長距離配送まで、会社規模・職責いろいろな立場から意見が出ていました。

まずは求める安全対策を出来る限りたくさん書き出し、その中から1つ絞り込み、具体的対策を話し合い。第1部では皆さま静かに聞いて下さっていたので、喋るのは苦手かなぁ？と思いましたが、スタートすると議論白熱！、時間が押してしまうほど。他で会えばライバルとなる会社がここでは打ち明け話やリアルトークが繰り広げられる様子には毎年感動です。

「**最高性能の車両に買替え**」「**焦りが一番の事故のもと！会社の配車方針を見直し**」



などグループそれぞれの意見があり、また、コメンテーターさんからも別角度の意見が聞けてとても勉強になりました。



会社見学をお互いにしたいという声も聞こえてきたり、帰り道、違う制服の3人組が楽しそうに話しながら歩く背中見て、私達職員も達成感を感じ

ることが出来ました。 **それでは皆様、この梅雨もどうぞご安全に!(^_^)!**

ご参加いただいた皆様からの感想

- 違う立場・業種の方の意見が聞けて楽しかった。
- 自社だけの問題かと悩んでいたが、同業者全体の問題と気づくことができた。
- 安全について考える(いつもと違う)機会になり、とてもよかった。
- G/Dは1つのテーマに対して様々な角度からの考え方があることを知れてよかった。
- 運送業の方のみでなく、グループディスカッション等、運送業者でなくても参加しやすく来てよかった。